様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2024　年　7　月　26　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）はしもとそうぎょうほーるでぃんぐすかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　橋本総業ホールディングス株式会社  （ふりがな）はしもとまさあき  （法人の場合）代表者の氏名 　橋本政昭  住所　〒103-0001　東京都中央区日本橋小伝馬町14-7  法人番号　9010001054242  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 橋本総業ホールディングス（株）ホームページ  ①企業理念  ②中期の取組み  ③トップメッセージ  ④DXへの取組み | | 公表日 | 1. 2023年1月12日 2. 2023年1月12日 3. 2023年1月12日 4. 2023年1月12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 企業理念の「理念体系の構成」のMISSION、VISION   <https://www.hat-hd.co.jp/company/group>   1. 中期の取組み   <https://www.hat-hd.co.jp/ir/plan>   1. トップメッセージの「７つのみらい」   <https://www.hat-hd.co.jp/company/vision>   1. DXへの取組みの「DX化の目的」   <https://www.hat-hd.co.jp/sustainability/h-sdg/dx> | | 記載内容抜粋 | 1. 当社は住宅設備の卸売業者として「設備商品の流通とサービスを通じて、快適な暮らしを追求すること」をミッションとし、「３つのベストの追求」（設備のベストコーディネーター、流通としてベストパートナー、会社としてベストカンパニー）をビジョンとしている。 2. 上記のミッション、ビジョンを実現するために「中期の取組み」を掲げ、「３つのフル」「みらい活動」「進化活動」を通じて、相互の強みを生かした事業モデル「共に栄える」を目指している。 3. ＩＴ技術の活用については、今後のマーケット「７つのみらい」の中で最重要課題として整理している。私たちの働き方、ビジネススタイル、生活スタイルに大きな変化が求められる中で、当社の目指す姿のひとつとして、ＩＴ技術を活用していくことを掲げている。 4. 当社は卸売業者（取引先間のハブ）として、複数の取引先と相互の強みを生かす事業モデル「共に栄える」を目指している。中期の取組みの中の「進化活動」において、取引先相互の業務効率化、生産性向上を図るために、当社のＤＸ化を推進することを「DX化の目的」としている。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①②③④共通：本記載内容は、2022年7月28日付の橋本総業ホールディングス取締役会で詳細な報告がなされ決議された方針によって記載されている。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 橋本総業ホールディングス（株）ホームページ「DXへの取組み」 2. 役員新体制に関するお知らせ | | 公表日 | 1. 橋本総業ホールディングス（株）ホームページ「DXへの取組み」   2023年1月12日   1. 役員新体制に関するお知らせ   2024年6月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. DXへの取組みの「業務効率化、生産性向上に向けた３つの取組み」「ＤＸ戦略－社内ＤＸ化の推進」   　公表場所：<https://www.hat-hd.co.jp/>  　記載箇所：<https://www.hat-hd.co.jp/sustainability/h-sdg/dx>   1. 「役員新体制に関するお知らせ」   公表場所：<https://www.hat-hd.co.jp/upload/pdf/20240628_090348_00.pdf> | | 記載内容抜粋 | 1. 当社は、事業モデルである「共に栄える」を実現するために、社内、取引先間、業界全体の業務効率化、生産性向上を目指した「３つの取組み」を行っている。   ・社内業務の効率化、生産性向上  ・取引先間の業務効率化、生産性向上  ・業界全体の業務効率化、生産性の向上  ＤＸを通じた当社の業務改善、生産性向上への取組みが、取引先間そして業界全体へとつながることをめざしている。  業務プロセス全体を見る上で、キーとなる項目は以下の通り。  1：受発注業務（データ）の効率化をめざした「受発注システム（オンライン・パートナーシステム）」の活用  2：受発注業務（ＦＡＸ）の効率化をめざす「ペーパーレスシステム」の活用  3：経理業務の効率化をめざす「クラウドシステム」の活用  4：学習機会の拡大をめざす「ｅラーニングシステム（まなび舎）」の活用 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 1. ＤＸへの取組みについては、2022年7月28日付の橋本総業ホールディングス取締役会で詳細な報告がなされ、決議された。   ②　役員新体制に関するお知らせについては、2024年6月27日付の橋本総業ホールディングス取締役会で決議され公表された。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 橋本総業ホールディングス（株）ホームページ   「ＤＸへの取組み」-「推進体制」  <https://www.hat-hd.co.jp/sustainability/h-sdg/dx>   1. 「役員新体制に関するお知らせ」   https://www.hat-hd.co.jp/upload/pdf/20240628\_090348\_00.pdf   1. 「ＤＸへの取組み」-「DX人材の育成、確保」   <https://www.hat-hd.co.jp/sustainability/h-sdg/dx> | | 記載内容抜粋 | 1. ＤＸ推進の更なる取組み強化のため、2022年7月1日付でＤＸ推進役員を任命、当役員が子会社の橋本総業㈱システム部を統括することで、当部が中心となり、当社全体の戦略を推進する体制としている。また最新の技術動向を常に取り入れるために、ＩＴベンダー各社との会合「みらいビットバレー」での提案の導入検討を行っている。 2. 執行役員（取締役）1名がDX担当役員（SDGs 推進/DX化、IR、広報）として決定された。 3. 具体的な人材の育成・確保に関する事項   経営層（上記②）のリーダーシップと共に、全社で下記の取組みを行っている。  ・デジタル推進リーダーを中心とした取組み  各拠点ごとにDXリーダーを選任し、DX推進の文化醸成も兼ね、DX化の先頭に立って、全社員のデジタル・リテラシーの向上に向けた講習会などを開催。リーダー間で実績・活動内容も定期的に共有している。  ・人材育成について  研修プログラムを整理し、計画的に研修を実施している。座学＋WEBのハイブリッド型の研修システムとすることで、効果的な人材育成につなげている。  ・その他（人材確保について）  DXの推進にあたり、スタートアップ企業（ＡＩに関するソフトウェアを開発）や外部システム開発ベンダーとの協業など、これまでのIT分野での受発注関係と異なる外部リソースの活用を実施している。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 橋本総業ホールディングス（株）ホームページ  「ＤＸへの取組み」－「ＤＸ戦略－社内ＤＸ化の推進」  <https://www.hat-hd.co.jp/sustainability/h-sdg/dx> | | 記載内容抜粋 | 現状課題の解決と将来のあるべき姿を見据え「レガシーシステム」の刷新に取り組んでいる。永年蓄積されてきたデータと新たなＤＸ技術（他システムとの連携、自動化ツールＲＰＡの導入、ＡＩの活用等）を組み合わせ、現状の業務効率化に止まらず、新たなビジネスモデルにつながる新システムを構築中である。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 橋本総業ホールディングス（株）ホームページ  「ＤＸへの取組み」 | | 公表日 | 2023年1月12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 橋本総業ホールディングス（株）ホームページ  　「ＤＸへの取組み」-「達成指標と管理体制」  <https://www.hat-hd.co.jp/sustainability/h-sdg/dx> | | 記載内容抜粋 | ＤＸ推進に向けてのＫＰＩとして下記の項目についてそれぞれ目標を設定している。   1. 受発注システム（オンラインパートナーシステム）活用率 2. ペーパーレスシステム活用率 3. クラウドシステム活用率 4. ｅラーニングシステム（まなび舎）活用者数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年1月12日 | | 発信方法 | 橋本総業ホールディングス（株）ホームページ  サステナビリティのトップメッセージ  <https://www.hat-hd.co.jp/sustainability> | | 発信内容 | 当社ホームページ「サステナビリティのトップメッセージ」では、代表取締役社長　橋本政昭の顔写真・署名とともに、「社長就任後、『お客様に快適で健康的な生活を送っていただく』ことを、会社と自らのミッションとしました。 また、この延長線上にあるものとして、社会への貢献も視野に入れることが必要と考えてきました。 今後も、この考えをもとに『人と企業と社会のサステナビリティ』に向けて具体的に取組んでまいります。」と発信している。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　7月頃　～継続実施中 | | 実施内容 | ＤＸ推進ポータルサイトよりＩＰＡ「ＤＸ推進指標自己判断フォーマット」を入力サイトから提出し、自己分析を継続的に実施中。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ①サイバーセキュリティ対策として、技術的にはエンドポイントとしてウイルスソフト及び振舞検知型ソフトを導入。また、不正な侵入を防ぐためファイアウォールを設けている。  ②「情報セキュリティ管理規則」を策定し、組織・人的な教育、訓練を実施している。  ③セキュリティ監査として、  ・外部の監査法人による第三者監査を実施  ・監査部による内部監査を実施 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。